

オーストラリア・コモンウェルス銀行 2020年4月満期 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債 (円貨償還条件付) (3年債)

期間 3年 利率 年 1.50%

売出期間:2017年4月20日(木)～2017年4月27日(木)

※売出期間前においても、商品内容や申込方法に関するお問合せやご購入希望等がございましたら取扱い登録金融機関までご連絡ください。

本社債の特徴

本社債の元本の払込および利息の支払は日本円で行われますが、満期償還額の支払は豪ドルまたは日本円で行われます。本社債については、判定為替レートが一定水準以上の円安の場合、円貨で償還する条件が付いています。

売出要項

発行日	2017年4月27日
受渡期日	2017年4月28日
利払日	毎年4月、10月の各27日
満期償還日	2020年4月27日
格付*	発行体格付：AA-(S&P)、Aa2(Moody's)、AA-(Fitch)
売出価格	額面金額の100.00%(円貨)
申込単位	100万円以上100万円単位

※格付は金融商品取引法に基づく信用格付業者以外の格付業者が付与した格付(無登録格付)です。無登録格付については、「無登録格付に関する説明書」の内容をお読みください。

満期償還方法について

- ①判定為替レートが、償還通貨判定水準未満(すなわち、より円高・豪ドル安)であると計算代理人が判断した場合
……豪ドル償還金額
- ②判定為替レートが、償還通貨判定水準以上(すなわち、同じかより円安・豪ドル高)であると計算代理人が判断した場合
……額面金額100万円につき、100万円

判定日：2020年4月27日(満期償還日)の10営業日*1前の日です。

判定為替レート：判定日の午後3時(東京時間)現在の豪ドル・日本円間の為替レート*2です。

償還通貨判定水準：基準為替から、条件決定日に決定される一定値(2.00円～31.00円までを仮条件とします。)*3を差し引いた値です。

外貨換算為替：基準為替と同等の値です。

基準為替：2017年4月28日(受渡期日)の午後3時(東京時間)現在の豪ドル・日本円間の為替レート*2です。

豪ドル償還金額：額面金額100万円につき、100万円を外貨換算為替で豪ドルに換算した金額です(豪セント未満は切り上げ)。

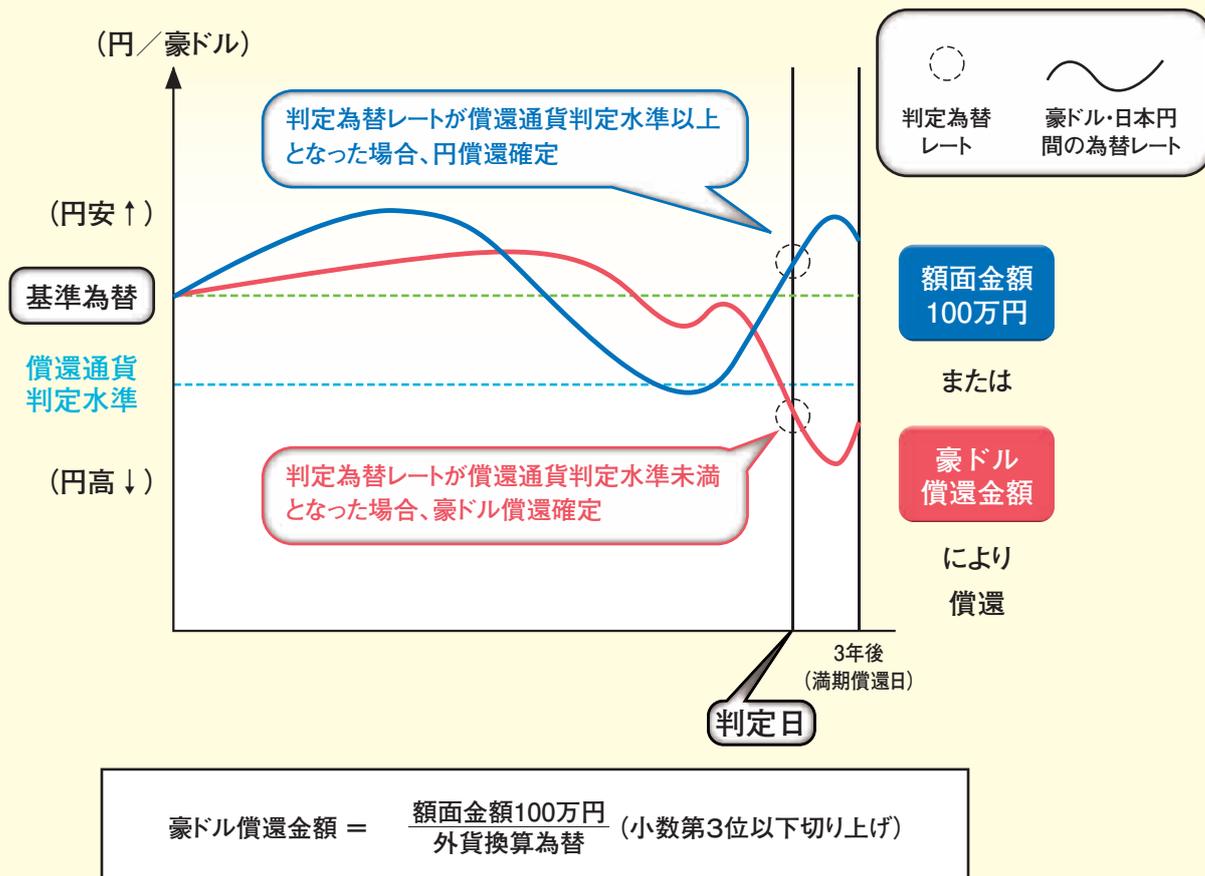
*1 営業日とは、東京・ロンドン・ニューヨークおよびシドニーにおいて商業銀行および外国為替市場が支払決済を行い、一般業務(外国為替取引および外貨預金取引を含む。)を行っている日です。

*2 ロイター・スクリーン「JPNU」ページの「AUD」欄に表示される売買相場の算術的平均値(すなわち、仲値)を使用します。

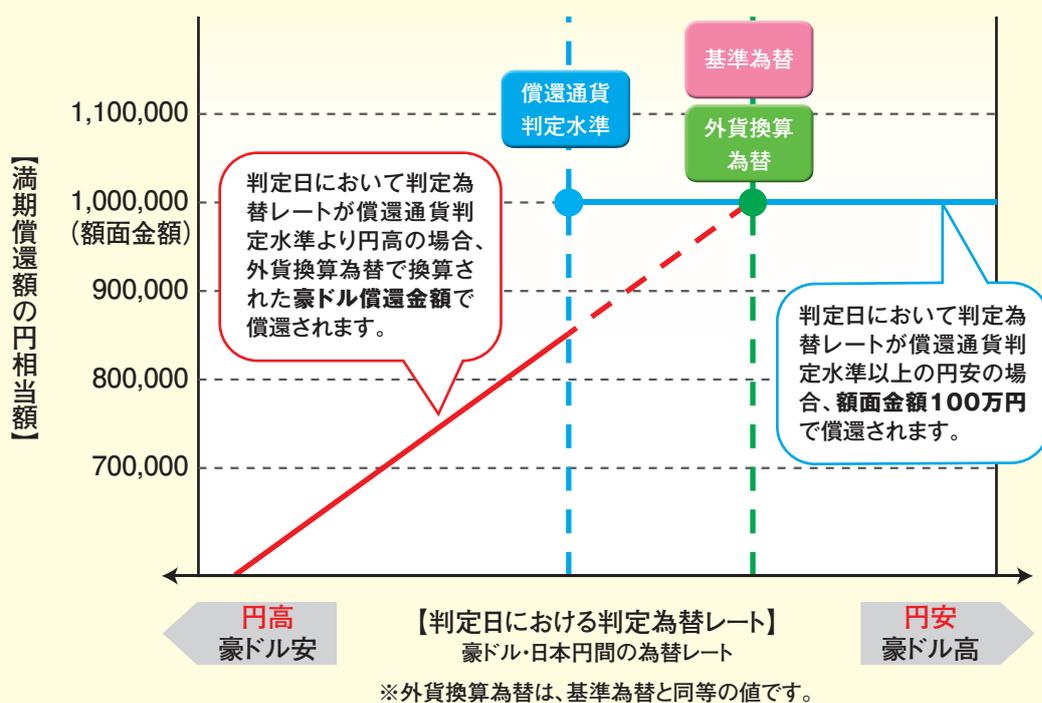
*3 条件決定日は、2017年4月中旬の予定です。仮条件は市況により変更されることがあります。

——— 次頁以降も必ずご覧ください ———

満期償還方法のイメージ図



判定為替レートの水準と満期償還額の円相当額のイメージ図



上図の赤色の実線は、豪ドル償還金額を判定為替レートで円に換算した額を示しています。本社債が豪ドルで償還された場合、実際に受領できる円金額は豪ドルを円に交換する時の為替レートにより変わりますので、上図のイメージとは大きく異なることがあることにご注意ください。

最悪シナリオを想定した想定損失額

本社債は、豪ドルで償還される場合があることから、豪ドル・日本円間の為替レート(そのボラティリティを含む)、豪ドルおよび円の金利水準の変動、発行者の信用状況の変化等の影響を受け、損失が生じることがあります。

以下の試算は、試算日(2017年3月24日現在)の実勢値に基づき、対象となる金融指標等の水準等に関するヒストリカルデータに基づく最悪シナリオを想定した想定損失額(試算額)です。

※償還通貨判定水準を基準為替から16.00円を差し引いた値と仮定して試算していますが、実際の取引条件とは異なることがあります。

【ヒストリカルデータ】

金融指標等	最大値	最小値	変化率／変化幅	
豪ドル・日本円間の為替レート	107.62(2007年7月)	56.64(2009年2月)	変化率	-47.37%
豪ドル金利(3年スワップレート)	8.21%(2008年6月)	1.59%(2016年8月)	変化幅	+6.62%
円金利(3年スワップレート)	1.58%(2008年6月)	-0.23%(2016年2月)	変化幅	+1.81%
為替レートのボラティリティ	41.43%(2009年9月)	7.40%(2005年11月)	変化幅	+34.03%

※説明に用いるヒストリカルデータの数値等は、2003年1月から2017年3月24日時点までのデータに基づいています。

※豪ドル・日本円間の為替レートの変化率は、最大値から最小値への変化率です。

※豪ドル金利および円金利の変化幅は、最小値から最大値への変化幅です。

※ボラティリティの変化幅は、ヒストリカル・ボラティリティ(1年)の最小値から最大値への変化幅を使用します。(ボラティリティとは、価格の変動性を表す値のことをいいます。価格の変動が激しいと数値は大きくなり、緩やかだと数値は小さくなります。)

【償還時の想定損失額】

下記は、上記【ヒストリカルデータ】に基づき、豪ドル・日本円間の為替レートが47.37%下落したという最悪シナリオを前提とした場合に、満期償還時にどの程度の損失が生じる可能性があるかを示したものです。

額面100%あたりの想定損失額	金融指標等	指標の変化方向	変化率
-47.37%	豪ドル・日本円間の為替レート	下落	-47.37%

金融指標等が最悪シナリオを超える水準となるなど、想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があります。

【中途売却時の想定損失額】

本社債の中途売却額は、豪ドル・日本円間の為替レートの下落、豪ドル金利の上昇、円金利の上昇、為替レートのボラティリティの上昇により減少すると考えられます。下記は、上記【ヒストリカルデータ】に基づき、各金融指標等が下の表に示す最悪シナリオになることを前提とした場合に、中途売却によりどの程度の損失が生じる可能性があるかを示したものです。

額面100%あたりの想定損失額	金融指標等	指標の変化方向	変化率／変化幅	
-61.17%	豪ドル・日本円間の為替レート	下落	変化率	-47.37%
	豪ドル金利	上昇	変化幅	+6.62%
	円金利	上昇	変化幅	+1.81%
	為替レートのボラティリティ	上昇	変化幅	+34.03%

※各金利は、各期間の金利水準が一律に同じ幅だけ変動したと仮定しています。ボラティリティは、各期間のボラティリティが一律に同じ幅だけ上昇したと仮定しています。

※発行者の信用状況の変化は考慮していません。

金融指標等が最悪シナリオを超える水準となるなど、想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があります。

中途売却額は、売却時の債券の流動性、残存期間、発行者の信用状況等も影響し、事前に算定できないため、発行直後ににおける金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した理論値を試算しており、売値とは異なります。

実際に中途売却する場合には、試算した想定損失額を上回る損失が生じる可能性があります。

豪ドル・日本円間の為替レートの推移（2003年1月～2017年3月24日）



(出所) オーストラリア連邦準備銀行

(注1) 1豪ドルあたりの円貨、シドニー時間午後4時時点のレート。

(注2) 上記グラフは過去の実績であり、将来の為替相場を保証するものではありません。

主なリスク要因

- ◆ 本社債は、判定日における判定為替レートにより、満期償還日に豪ドルまたは日本円で償還されます。豪ドルで償還される場合には、償還額を円換算した場合に豪ドル・日本円間の為替レートの変動により損失が生じることがあります。(税制変更により満期償還日前に償還される場合は額面金額が支払われますので、償還額は円貨で確定することとなります。)
- ◆ 発行者の経営・財務状況および信用状況の悪化により損失が生じることがあります。
- ◆ 本社債の流通市場は形成されていないため、本社債を売却できない可能性があります。
- ◆ 本社債を満期まで保有せず売却した場合、豪ドル・日本円間の為替レートの変動や為替レートの予想変動率の変化、豪ドルおよび円の金利水準の変動、発行者の信用状況の変化等により取引価格が変動し、損失が生じることがあります。また、本社債は、満期償還日において額面金額で償還される条件が付されているため、円安・豪ドル高となっても取引価格が額面金額より上昇しない可能性があります。

ご投資にあたっての留意点

- ◆ お買付け時には、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ◆ 個人のお客様の場合、利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。譲渡益及び償還益(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。法人のお客様の場合、利子、譲渡益、償還益(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。
- ◆ 本社債を野村証券でお預かりする場合には、外国証券取引口座の開設が必要になります。
- ◆ この表示は対象となる社債についての情報をお知らせするものです。本社債および発行者に関する詳細な情報は目論見書に記載されています。本社債の購入をご検討される場合には取扱い登録金融機関から目論見書をお渡し致しますので、あらかじめご覧ください。
- ◆ 本社債は、預金ではありません。また、預金保険の対象ではありません。
- ◆ 本社債の売出しは野村証券が売出人となり、取扱い登録金融機関は野村証券の委託を受け本社債の売出しを取扱っています。お客様の取引の相手方は野村証券となります。
- ◆ 本社債の申込みに当たってはあらかじめ証券口座の開設が必要になります。証券口座の開設には日数を要しますのでお早めに取扱い登録金融機関までご連絡ください。
- ◆ 外貨と円貨を交換する際の為替レートは野村証券が定める為替レートが適用されます(為替レートについては取扱い登録金融機関までお問合せください)。

格付会社に対し、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録の格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合、金融商品取引法により、無登録の格付業者が付与した格付(以下「無登録格付」といいます。)である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

◆登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録の格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

◆格付業者について

スタンダード&プアーズ

○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称:S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」といいます。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号:S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&Pは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合のみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2017年4月1日現在、野村証券株式会社が信頼できると考える情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を野村証券株式会社が保証するものではありません。詳しくは上記S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

ムーディーズ

○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称:ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」といいます。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号:ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。

信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行いません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2017年4月1日現在、野村証券株式会社が信頼できると考える情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を野村証券株式会社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

フィッチ

○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称:フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」といいます。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号:フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.co.jp/web/>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2017年4月1日現在、野村証券株式会社が信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を野村証券株式会社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

※販売額に限りがございますので、売り切れの際はご容赦ください。

目論見書のご請求、お申込みは・・・
金融商品仲介を行う登録金融機関

委託金融商品取引業者・売出人



商号:株式会社 りそな銀行
登録金融機関 近畿財務局長(登金)第3号
加入協会: 日本証券業協会
一般社団法人 金融先物取引業協会

野村証券

野村証券株式会社 金融商品取引業者
関東財務局長(金商) 第142号
加入協会/日本証券業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

仕組債の取引に係るご注意

野村証券株式会社

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〕

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

オーストラリア・コモンウェルス銀行 2018年10月満期
円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債
(円貨償還条件付)(任意繰上償還条項付)(1年6ヶ月債)
オーストラリア・コモンウェルス銀行 2020年4月満期
円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債
(円貨償還条件付)(3年債)

のお取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、オーストラリア・コモンウェルス銀行 2018年10月満期 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)(任意繰上償還条項付)(1年6ヶ月債)及びオーストラリア・コモンウェルス銀行 2020年4月満期 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)(3年債)(以下、それぞれ「本社債」といいます。)のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にお問い合わせください。

- 本社債のお取引は、主に売出し等の当社が直接の相手方となる方法によって行われます。
- 本社債は、金利水準、為替相場、金融商品市場における相場その他の指標の変化や発行者等の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・本社債を売出し等の当社との相対取引によって購入する場合は、購入対価のみをいただきます。
- ・本社債の売買、利払、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際は、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートを用います。

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生じるおそれがあります

- ・債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。一般的に、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇します。満期償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- ・金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・本社債の償還金額は、為替相場に基づいて決定されますので(目論見書をご覧ください。)、対象となる為替の変動により本社債の価格が下落した場合に、本社債を中途売却すると、損失を被ることとなります。

- ・ 本社債は、外貨又は日本円で償還されます(目論見書をご覧ください。)。外貨での償還となり、満期償還金額を円換算した場合、その換算額は為替相場により変動するため、これにより為替差損が生じることがあります。

債券の発行者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- ・ 本社債の発行者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
 - ・ 本社債の発行者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞もしくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。
- なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 本社債のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

本社債に係る金融商品取引契約の概要

当社における本社債のお取引は、次のいずれかの方法によります。

- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買(当社が取扱う売出しに応じていただくものを含みます。)
- ・ 売買の媒介、取次ぎ又は代理

本社債の発行条件等については、目論見書をご覧ください。

本社債に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 本社債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本社債の譲渡益及び償還益(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本社債の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する課税は、以下によります。

- ・ 本社債の利子、譲渡益、償還益(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

当社が本社債の取引について行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において本社債のお取引や保護預けをされる場合は、次の方法によります。

- ・ 本社債のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。

- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示されないときは、ご注文を執行できない場合があります。また、注文書のご提出をいただく場合があります。
- ・ご注文されたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

当社の概要

商号等	野村証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋1-9-1
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある支店にご連絡ください。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	2001年5月

以下の記載は、オーストラリア・コモンウェルス銀行 2018 年 10 月 満期円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)(任意繰上償還条項付)(1年6ヶ月債)の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものですので、お読みいただく際はあくまでも参考資料としてご利用ください。

■ 商品概要 ■

Q1 本社債の特徴を簡単に説明してください。

A1 本社債の元本の払込および利息の支払は日本円で行われますが、満期償還額の支払は豪ドルまたは日本円で行われます。一般に払込通貨以外の通貨で償還されるデュアル・カレンシー債に対し、本社債は、判定為替レートが一定水準以上の円安の場合、円貨で償還する条件が付いております。また、本社債は、発行者の選択により、任意繰上償還日に額面金額で繰上償還される任意繰上償還条項が付されております。詳細は、目論見書の「第一部 証券情報 第2 売出要項」に記載される「本社債のその他の主要な要項 (2) 償還および買入れ < 1年6ヶ月債 > (c) 発行者の選択による償還」をご覧ください。

「任意繰上償還日」とは、2018年4月25日および2018年7月25日です。

Q2 任意繰上償還条項について詳しく説明してください。

A2 本社債の任意繰上償還条項においては、発行者は、任意繰上償還日において、本社債の全部（一部は不可）を額面金額 100 万円につき 100 万円で、任意繰上償還日までに生じた利息を付して償還することができる旨が規定されています。

Q3 満期償還の方法について詳しく説明してください。

A3 本社債は、期限前に償還または買入消却されない限り、2018年10月25日（満期償還日）の10 東京・ロンドン・ニューヨーク・シドニー営業日前の日（「判定日」）において、判定為替レートが、

i) 償還通貨判定水準未満（すなわち、より円高・豪ドル安）
であると計算代理人が判断した場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・豪ドル償還金額

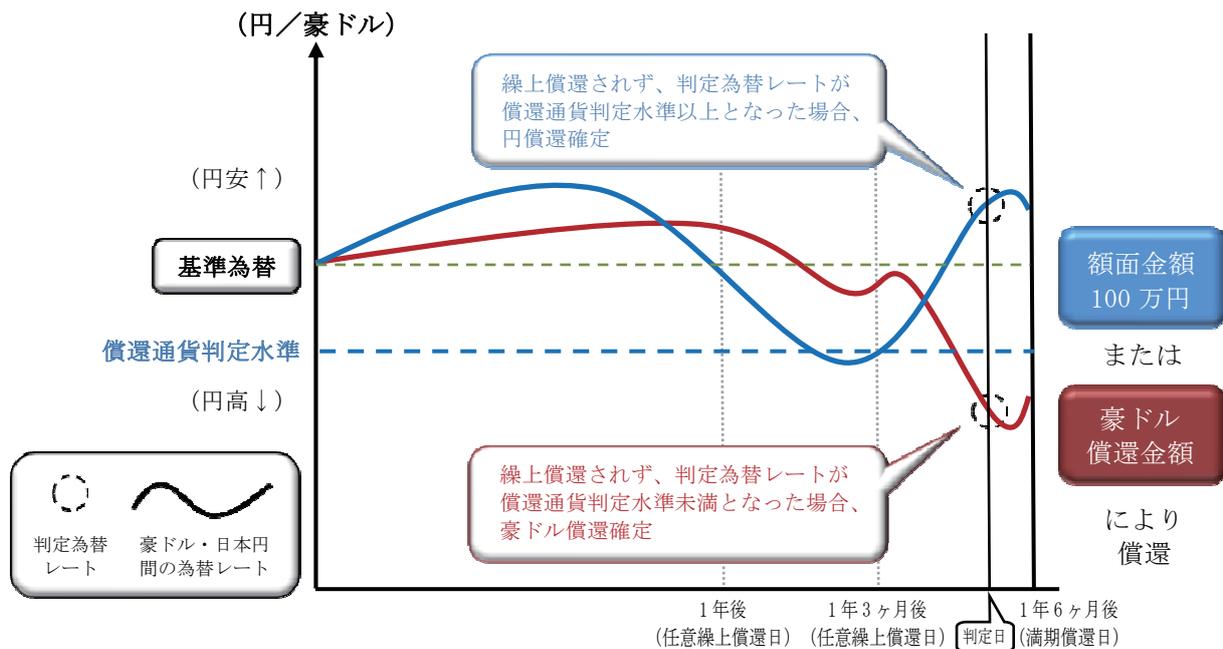
ii) 償還通貨判定水準以上（すなわち、同じかより円安・豪ドル高）
であると計算代理人が判断した場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・額面金額 100 万円につき、100 万円
で償還されます。

「東京・ロンドン・ニューヨーク・シドニー営業日」とは、東京・ロンドン・ニューヨークおよびシドニーにおいて商業銀行および外国為替市場が支払決済を行い、一般業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を行っている日です。

「判定為替レート」とは、判定日のロイター・スクリーン「JPNU」ページの「AUD」欄に表示される午後3時（東京時間）現在の豪ドル・日本円間の為替レート（1豪ドルあたりの円貨）の売買相場の算術的平均値（すなわち、仲値）です。

「償還通貨判定水準」とは、2017年4月28日（受渡期日）のロイター・スクリーン「JPNU」ページの「AUD」欄に表示される午後3時（東京時間）現在の豪ドル・日本円間の為替レート（1豪ドルあたりの円貨）の売買相場の算術的平均値（すなわち、仲値）（「基準為替」）から、条件決定日に決定される一定値を差し引いた値です。

イメージ図は以下のようになります。



Q4 豪ドル償還金額について詳しく説明してください。

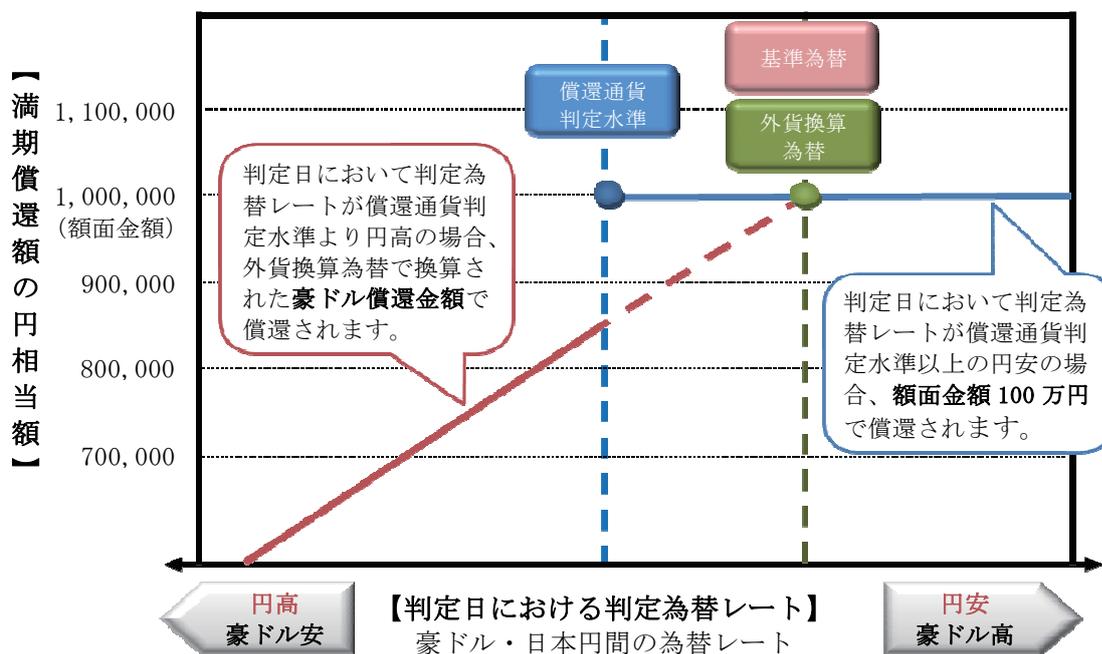
A4 本社債が、豪ドル償還金額で償還される場合、その金額は額面金額 100 万円につき、100 万円を外貨換算為替で豪ドルに換算した金額となります。「外貨換算為替」とは、償還金額を豪ドルに換算する際に用いられる値であり、基準為替と同等の値をいいます。計算式は以下のとおりとなります。

(計算式)

$$\text{豪ドル償還金額} = \frac{\text{額面金額 100 万円}}{\text{外貨換算為替}} \quad (\text{小数第 3 位以下切り上げ})$$

Q5 本社債は判定為替レートにより償還される通貨および金額が異なるのですが、円を基準に考えた場合、満期償還額はどのようなイメージになるのでしょうか？

A5 判定為替レートの水準により決定される額面金額あたりの満期償還額の判定日における円相当額のイメージは以下の図のようになります。



※外貨換算為替は、基準為替と同等の値です。

(注) 上図の赤色の実線は、豪ドル償還金額を判定為替レートで円に換算した額を示しています。本社債が豪ドルで償還された場合、実際に受領できる円金額は豪ドルを円に交換する時の為替レートにより変わりますので、上図のイメージとは大きく異なることがあることにご注意ください。

Q6 基準為替、外貨換算為替、償還金額、償還通貨判定水準、判定為替レートおよび
繰上償還はどのようにして知ることができますか？

A6 野村証券の外国証券取引口座で本社債を保有している投資家には、決定後速やかに野村証券が通知します。

■ 本社債のリスク要因 ■

本社債への投資は様々なリスクを伴いますが、以下は主要なリスクを簡潔に述べたものです。本社債はこれらのリスクの影響を同時に受ける可能性がありますので、特定のリスクが社債の価値にどの程度影響を及ぼすかを予測することができない場合があります。

本社債への投資を検討している投資家は、本社債にかかるリスクを十分理解し、自身の財務状況を踏まえて慎重に投資判断を下すか、必要に応じて専門家のアドバイスを求めてください。なお、以下に使用される本社債の用語は目論見書の「第一部 証券情報 第2 売出要項」に記載される「本社債のその他の主要な要項 (2) 償還および買入れ <1年6ヶ月債>」をご参照ください。

1. 償還まで保有する場合に関するリスク

本社債を満期まで保有することを予定している場合、主に以下のリスクに留意することが必要です。

(i) 為替レート

本社債は、期限前に償還または買入消却されない限り、満期償還日に豪ドルまたは日本円で償還されます。豪ドルで償還される場合には、償還金額を円ベースで計算すると外国為替相場の変動による影響を受けます。

(ii) 任意繰上償還条項による繰上償還(再投資リスク)

本社債は、任意繰上償還条項に基づき、任意繰上償還日に額面金額で繰上償還されることがあります。この場合、投資家は、もし繰上償還がなされなければ受領するはずであった任意繰上償還日以後の利息を受領することができません。また、繰上償還された資金を再投資する場合、本社債の利回りと同等の利回りを得られない可能性があります。

(iii) 税制変更による期限前償還

本社債に係る税制が変更された場合、本社債は満期到来前に償還されることがあります（詳細については、目論見書の「第一部 証券情報 第2 売出要項」に記載される「本社債のその他の主要な要項 (2) 償還および買入れ <1年6ヶ月債> (b) 税制上の変更による償還」を参照のこと）。

(iv) 発行者の経営・財務状況および信用状況の変化

本社債の発行者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞もしくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

2. 中途売却する場合に関するリスク

本社債を満期まで保有せず、中途売却する可能性のある場合、主に以下のリスクに留意する必要があります。

(i) 流通市場の不存在

本社債の流通市場は現在形成されておらず、発行者、売出人およびそれらの関係会社は現在、本社債を流通市場に流通させることを企図していません。仮に将来、流通市場が形成されたとしても、流通市場の流動性は市場環境の変化に影響されますので、かかる流通市場に流動性があるという保証はありません。したがって、投資家は本社債を売却できない可能性があります。

仮に売却できたとしても、その円ベースでの取引価格は以下のようなリスクの影響を受けます。また、かかるリスクの1つが及ぼす影響が、他のリスクの影響を一部または全部相殺することがあります。

(ii) 為替レート

本社債の取引価格は、通常、円高・豪ドル安の場合は下落し、円安・豪ドル高の場合は上昇することが予想されますが、満期償還日において額面金額で償還される条件が付されているため、円安・豪ドル高となっても額面金額より上昇しない可能性があります。

(iii) 為替レートの予想変動率（ボラティリティ）

為替レートの予想変動率とは、ある期間に予想される為替レートの変動の幅および頻度を表します。豪ドル・日本円間の為替レートの予想変動率の変化により、本社債の取引価格は変動することが予想されます。ただし、本社債の取引価格への影響の大きさは、その時の豪ドル・日本円間の為替レートの水準や判定日までの期間によって異なります。

(iv) 金利

本社債の取引価格は豪ドルおよび円の金利水準の変動の影響を受けますが、その影響の程度および方向性は状況によって異なります。

(v) 発行者に対する外部評価

本社債の取引価格は、発行者に対する外部評価の変化（例えば信用格付業者による信用格付の変更）等により上下することがあります。一般的に、外部評価が悪化すると債券の取引価格は下落し、外部評価が改善すると債券の取引価格は上昇する傾向があります。

3. 税務リスク

将来において、租税関係の法令の制定・改正またはその解釈の変更により、本社債の日本の課税上の取扱いが変更されることがあります（現行の法令および解釈を前提とした課税上の取扱いについては、目論見書の「第一部 証券情報 第2 売出要項」に記載される「本社債のその他の主要な要項 (8) 租税 <共通> 日本国の租税」を参照のこと）。

■ 最悪シナリオを想定した想定損失額 ■

本社債は、豪ドルで償還される場合があることから、豪ドル・日本円間の為替レート（そのボラティリティを含む）、豪ドルおよび円の金利水準の変動、発行者の信用状況の変化等の影響を受け、損失が生じることがあります。

以下の試算は、試算日（2017年3月24日現在）の実勢値に基づき、対象となる金融指標等の水準等に関するヒストリカルデータに基づく最悪シナリオを想定した想定損失額（試算額）です。

※償還通貨判定水準を基準為替から 10.00 円を差し引いた値と仮定して試算していますが、実際の取引条件とは異なることがあります。

【ヒストリカルデータ】

金融指標等	最大値	最小値	変化率／変化幅	
豪ドル・日本円間の為替レート	107.62 (2007年7月)	56.64 (2009年2月)	変化率	-47.37%
豪ドル金利 (2年スワップレート)	8.27% (2008年6月)	1.59% (2016年8月)	変化幅	+6.68%
円金利 (2年スワップレート)	1.42% (2008年6月)	-0.18% (2016年7月)	変化幅	+1.60%
為替レートのボラティリティ	41.43% (2009年9月)	7.40% (2005年11月)	変化幅	+34.03%

※説明に用いるヒストリカルデータの数値等は、2003年1月から2017年3月24日時点までのデータに基づいています。

※豪ドル・日本円間の為替レートの変化率は、最大値から最小値への変化率です。

※豪ドル金利および円金利の変化幅は、最小値から最大値への変化幅です。

※ボラティリティの変化幅は、ヒストリカル・ボラティリティ（1年）の最小値から最大値への変化幅を使用します。（ボラティリティとは、価格の変動性を表す値のことをいいます。価格の変動が激しいと数値は大きくなり、緩やかだと数値は小さくなります。）

【償還時の想定損失額】

下記は、上記【ヒストリカルデータ】に基づき、豪ドル・日本円間の為替レートが47.37%下落したという最悪シナリオを前提とした場合に、満期償還時にどの程度の損失が生じる可能性があるかを示したものです。

額面100%あたりの 想定損失額	金融指標等	指標の 変化方向	変化率
-47.37%	豪ドル・日本円間の為替レート	下落	-47.37%

金融指標等が最悪シナリオを超える水準となるなど、想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があります。

【中途売却時の想定損失額】

本社債の中途売却額は、豪ドル・日本円間の為替レートの下落、豪ドル金利の上昇、円金利の上昇、為替レートのボラティリティの上昇により減少すると考えられます。下記は、上記【ヒストリカルデータ】に基づき、各金融指標等が下の表に示す最悪シナリオになることを前提とした場合に、中途売却によりどの程度の損失が生じる可能性があるかを示したものです。

額面100%あたりの 想定損失額	金融指標等	指標の 変化方向	変化率／変化幅	
			変化率	変化幅
-53.17%	豪ドル・日本円間の為替レート	下落	変化率	-47.37%
	豪ドル金利	上昇	変化幅	+6.68%
	円金利	上昇	変化幅	+1.60%
	為替レートのボラティリティ	上昇	変化幅	+34.03%

※各金利は、各期間の金利水準が一律に同じ幅だけ変動したと仮定しています。ボラティリティは、各期間のボラティリティが一律に同じ幅だけ上昇したと仮定しています。

※発行者の信用状況の変化は考慮していません。

金融指標等が最悪シナリオを超える水準となるなど、想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があります。

中途売却額は、売却時の債券の流動性、残存期間、発行者の信用状況等も影響し、事前に算定できないため、発行直後における金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した理論値を試算しており、売値とは異なります。

実際に中途売却する場合には、試算した想定損失額を上回る損失が生じる可能性があります。

お買付けいただいた本社債の価格情報については、必要に応じまして弊社担当者までお尋ねください。

以下の記載は、オーストラリア・コモンウェルス銀行 2020 年 4 月 満期円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付) (3 年債)の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものですので、お読みいただく際はあくまでも参考資料としてご利用ください。

■ 商品概要 ■

Q1 本社債の特徴を簡単に説明してください。

A1 本社債の元本の払込および利息の支払は日本円で行われますが、満期償還額の支払は豪ドルまたは日本円で行われます。一般に払込通貨以外の通貨で償還されるデュアル・カレンシー債に対し、本社債は、判定為替レートが一定水準以上の円安の場合、円貨で償還する条件が付いております。

Q2 満期償還の方法について詳しく説明してください。

A2 本社債は、期限前に償還または買入消却されない限り、2020 年 4 月 27 日（満期償還日）の 10 東京・ロンドン・ニューヨーク・シドニー営業日前の日（「判定日」）において、判定為替レートが、

i) 償還通貨判定水準未満（すなわち、より円高・豪ドル安）
であると計算代理人が判断した場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・豪ドル償還金額

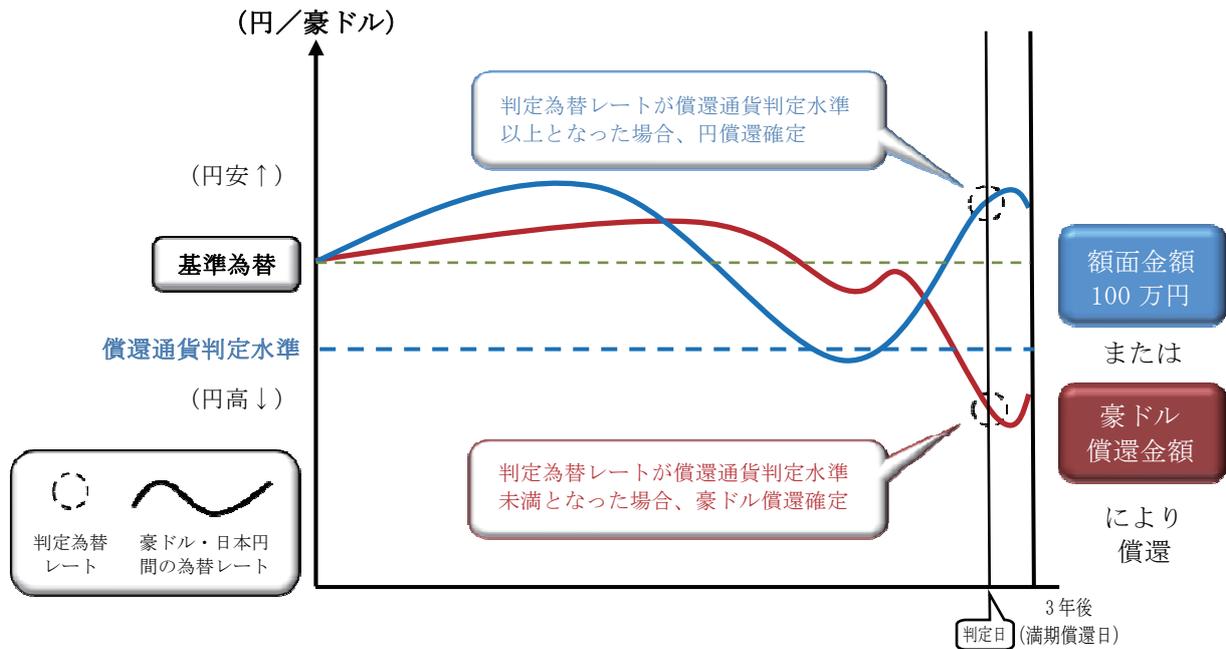
ii) 償還通貨判定水準以上（すなわち、同じかより円安・豪ドル高）
であると計算代理人が判断した場合
・・・・・・・・・・・・・・・・・・額面金額 100 万円につき、100 万円
で償還されます。

「東京・ロンドン・ニューヨーク・シドニー営業日」とは、東京・ロンドン・ニューヨークおよびシドニーにおいて商業銀行および外国為替市場が支払決済を行い、一般業務（外国為替取引および外貨預金取引を含む。）を行っている日です。

「判定為替レート」とは、判定日のロイター・スクリーン「JPNU」ページの「AUD」欄に表示される午後 3 時（東京時間）現在の豪ドル・日本円間の為替レート（1 豪ドルあたりの円貨）の売買相場の算術的平均値（すなわち、仲値）です。

「償還通貨判定水準」とは、2017年4月28日（受渡期日）のロイター・スクリーン「JPNU」ページの「AUD」欄に表示される午後3時（東京時間）現在の豪ドル・日本円間の為替レート（1豪ドルあたりの円貨）の売買相場の算術的平均値（すなわち、仲値）（「基準為替」）から、条件決定日に決定される一定値を差し引いた値です。

イメージ図は以下のようになります。



Q3 豪ドル償還金額について詳しく説明してください。

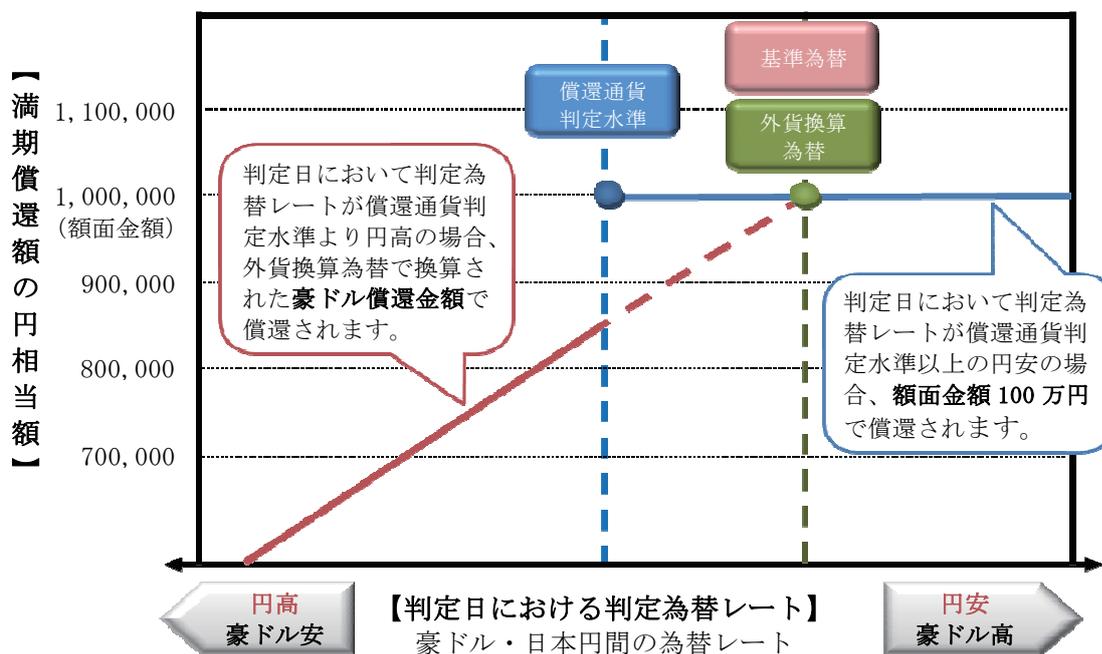
A3 本社債が、豪ドル償還金額で償還される場合、その金額は額面金額 100 万円につき、100 万円を外貨換算為替で豪ドルに換算した金額となります。「外貨換算為替」とは、償還金額を豪ドルに換算する際に用いられる値であり、基準為替と同等の値をいいます。計算式は以下のとおりとなります。

(計算式)

$$\text{豪ドル償還金額} = \frac{\text{額面金額 100 万円}}{\text{外貨換算為替}} \quad (\text{小数第 3 位以下切り上げ})$$

Q4 本社債は判定為替レートにより償還される通貨および金額が異なるのですが、円を基準に考えた場合、満期償還額はどのようなイメージになるのでしょうか？

A4 判定為替レートの水準により決定される額面金額あたりの満期償還額の判定日における円相当額のイメージは以下の図のようになります。



※外貨換算為替は、基準為替と同等の値です。

(注) 上図の赤色の実線は、豪ドル償還金額を判定為替レートで円に換算した額を示しています。本社債が豪ドルで償還された場合、実際に受領できる円金額は豪ドルを円に交換する時の為替レートにより変わりますので、上図のイメージとは大きく異なることがあることにご注意ください。

Q5 基準為替、外貨換算為替、償還金額、償還通貨判定水準および判定為替レートはどのようにして知ることができますか？

A5 野村証券の外国証券取引口座で本社債を保有している投資家には、決定後速やかに野村証券が通知します。

■ 本社債のリスク要因 ■

本社債への投資は様々なリスクを伴いますが、以下は主要なリスクを簡潔に述べたものです。本社債はこれらのリスクの影響を同時に受ける可能性がありますので、特定のリスクが社債の価値にどの程度影響を及ぼすかを予測することができない場合があります。

本社債への投資を検討している投資家は、本社債にかかるリスクを十分理解し、自身の財務状況を踏まえて慎重に投資判断を下すか、必要に応じて専門家のアドバイスを求めてください。なお、以下に使用される本社債の用語は目論見書の「第一部 証券情報 第2 売出要項」に記載される「本社債のその他の主要な要項 (2) 償還および買入れ <3年債>」をご参照ください。

1. 償還まで保有する場合に関するリスク

本社債を満期まで保有することを予定している場合、主に以下のリスクに留意することが必要です。

(i) 為替レート

本社債は、期限前に償還または買入消却されない限り、満期償還日に豪ドルまたは日本円で償還されます。豪ドルで償還される場合には、償還金額を円ベースで計算すると外国為替相場の変動による影響を受けます。

(ii) 税制変更による期限前償還

本社債に係る税制が変更された場合、本社債は満期到来前に償還されることがあります（詳細については、目論見書の「第一部 証券情報 第2 売出要項」に記載される「本社債のその他の主要な要項 (2) 償還および買入れ <3年債> (b)税制上の変更による償還」を参照のこと）。

(iii) 発行者の経営・財務状況および信用状況の変化

本社債の発行者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞もしくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

2. 中途売却する場合に関するリスク

本社債を満期まで保有せず、中途売却する可能性のある場合、主に以下のリスクに留意する必要があります。

(i) 流通市場の不存在

本社債の流通市場は現在形成されておらず、発行者、売出人およびそれらの関係会社は現在、本社債を流通市場に流通させることを企図していません。仮に将来、流通市場が形成されたとしても、流通市場の流動性は市場環境の変化に影響されますので、かかる流通市場に流動性があるという保証はありません。したがって、投資家は本社債を売却できない可能性があります。

仮に売却できたとしても、その円ベースでの取引価格は以下のようなリスクの影響を受けます。また、かかるリスクの1つが及ぼす影響が、他のリスクの影響を一部または全部相殺することがあります。

(ii) 為替レート

本社債の取引価格は、通常、円高・豪ドル安の場合は下落し、円安・豪ドル高の場合は上昇することが予想されますが、満期償還日において額面金額で償還される条件が付されているため、円安・豪ドル高となっても額面金額より上昇しない可能性があります。

(iii) 為替レートの予想変動率（ボラティリティ）

為替レートの予想変動率とは、ある期間に予想される為替レートの変動の幅および頻度を表します。豪ドル・日本円間の為替レートの予想変動率の変化により、本社債の取引価格は変動することが予想されます。ただし、本社債の取引価格への影響の大きさは、その時の豪ドル・日本円間の為替レートの水準や判定日までの期間によって異なります。

(iv) 金利

本社債の取引価格は豪ドルおよび円の金利水準の変動の影響を受けますが、その影響の程度および方向性は状況によって異なります。

(v) 発行者に対する外部評価

本社債の取引価格は、発行者に対する外部評価の変化（例えば信用格付業者による信用格付の変更）等により上下することがあります。一般的に、外部評価が悪化すると債券の取引価格は下落し、外部評価が改善すると債券の取引価格は上昇する傾向があります。

3. 税務リスク

将来において、租税関係の法令の制定・改正またはその解釈の変更により、本社債の日本の課税上の取扱いが変更されることがあります（現行の法令および解釈を前提とした課税上の取扱いについては、目論見書の「第一部 証券情報 第2 売出要項」に記載される「本社債のその他の主要な要項 (8) 租税 <共通> 日本国の租税」を参照のこと）。

■ 最悪シナリオを想定した想定損失額 ■

本社債は、豪ドルで償還される場合があることから、豪ドル・日本円間の為替レート（そのボラティリティを含む）、豪ドルおよび円の金利水準の変動、発行者の信用状況の変化等の影響を受け、損失が生じることがあります。

以下の試算は、試算日（2017年3月24日現在）の実勢値に基づき、対象となる金融指標等の水準等に関するヒストリカルデータに基づく最悪シナリオを想定した想定損失額（試算額）です。

※償還通貨判定水準を基準為替から 16.00 円を差し引いた値と仮定して試算していますが、実際の取引条件とは異なることがあります。

【ヒストリカルデータ】

金融指標等	最大値	最小値	変化率／変化幅	
豪ドル・日本円間の為替レート	107.62 (2007年7月)	56.64 (2009年2月)	変化率	-47.37%
豪ドル金利 (3年スワップレート)	8.21% (2008年6月)	1.59% (2016年8月)	変化幅	+6.62%
円金利 (3年スワップレート)	1.58% (2008年6月)	-0.23% (2016年2月)	変化幅	+1.81%
為替レートのボラティリティ	41.43% (2009年9月)	7.40% (2005年11月)	変化幅	+34.03%

※説明に用いるヒストリカルデータの数値等は、2003年1月から2017年3月24日時点までのデータに基づいています。

※豪ドル・日本円間の為替レートの変化率は、最大値から最小値への変化率です。

※豪ドル金利および円金利の変化幅は、最小値から最大値への変化幅です。

※ボラティリティの変化幅は、ヒストリカル・ボラティリティ（1年）の最小値から最大値への変化幅を使用します。（ボラティリティとは、価格の変動性を表す値のことをいいます。価格の変動が激しいと数値は大きくなり、緩やかだと数値は小さくなります。）

【償還時の想定損失額】

下記は、上記【ヒストリカルデータ】に基づき、豪ドル・日本円間の為替レートが47.37%下落したという最悪シナリオを前提とした場合に、満期償還時にどの程度の損失が生じる可能性があるかを示したものです。

額面100%あたりの 想定損失額	金融指標等	指標の 変化方向	変化率
-47.37%	豪ドル・日本円間の為替レート	下落	-47.37%

金融指標等が最悪シナリオを超える水準となるなど、想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があります。

【中途売却時の想定損失額】

本社債の中途売却額は、豪ドル・日本円間の為替レートの下落、豪ドル金利の上昇、円金利の上昇、為替レートのボラティリティの上昇により減少すると考えられます。下記は、上記【ヒストリカルデータ】に基づき、各金融指標等が下の表に示す最悪シナリオになることを前提とした場合に、中途売却によりどの程度の損失が生じる可能性があるかを示したものです。

額面100%あたりの 想定損失額	金融指標等	指標の 変化方向	変化率／変化幅	
			変化率	変化幅
-61.17%	豪ドル・日本円間の為替レート	下落	変化率	-47.37%
	豪ドル金利	上昇	変化幅	+6.62%
	円金利	上昇	変化幅	+1.81%
	為替レートのボラティリティ	上昇	変化幅	+34.03%

※各金利は、各期間の金利水準が一律に同じ幅だけ変動したと仮定しています。ボラティリティは、各期間のボラティリティが一律に同じ幅だけ上昇したと仮定しています。

※発行者の信用状況の変化は考慮していません。

金融指標等が最悪シナリオを超える水準となるなど、想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があります。

中途売却額は、売却時の債券の流動性、残存期間、発行者の信用状況等も影響し、事前に算定できないため、発行直後における金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した理論値を試算しており、売値とは異なります。

実際に中途売却する場合には、試算した想定損失額を上回る損失が生じる可能性があります。

お買付けいただいた本社債の価格情報については、必要に応じまして弊社担当者までお尋ねください。

■ 格付について ■

以下に記載するものは、2017年4月3日現在、金融商品取引法第66条の27の規定に基づく信用格付業者（以下「信用格付業者」といいます。）以外の信用格付業を行う格付業者（以下「無登録の格付業者」といいます。）が本発行者に対して付与している格付（以下「無登録格付」といいます。）であり、本発行者は信用格付業者より、いかなる格付も取得しておりません。無登録格付に関する説明事項は、下記をお読みください。

S&Pグローバル・レーティング

発行体格付 : AA-

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

発行体格付 : Aa2

フィッチ・レーティングス

発行体格付 : AA-

無登録格付に関する説明事項

格付会社に対し、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録の格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

【登録の意義について】

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録の格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

【格付業者について】

スタンダード&プアーズ

○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称：

S&P グローバル・レーティング（以下「S&P」といいます。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官
（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P は、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P は、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2017年4月1日現在、当社が信頼できると考える情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

ムーディーズ

○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称：

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」といいます。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義していません。

信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2017年4月1日現在、当社が信頼できると考える情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

フィッチ

○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称：

フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」といいます。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ

(<http://www.fitchratings.co.jp>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自身が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2017年4月1日現在、当社が信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。



取引店



口座番号



係

【個人のお客様用】

銘柄コード：P9424/P9426

オーストラリア・コモンウェルス銀行 2018年10月満期
 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)(任意繰上償還条項付)(1年6ヶ月債)
 オーストラリア・コモンウェルス銀行 2020年4月満期
 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)(3年債)
 に関する確認書(個人のお客様用)

野村証券株式会社

西暦 年 月 日

おところ		
おなまえ	フリガナ	印

私は、契約締結前交付書面の交付を受け、下記1～4を踏まえ、私の判断と責任において契約を締結することを、ここに確認します。

※ご理解又はご了解いただける場合は、□に✓をご記入ください。

- 私は、「仕組債の取引に係るご注意」を受領し、当該書面の内容について説明を受け、理解しました。
- 私は、本取引に関し、対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みについて、十分な説明を受け、理解しました。「商品概要」及び「本社債のリスク要因」(「1年6ヶ月債」については④～⑨頁、「3年債」については⑫～⑰頁)を参照
- 私は、本商品について、特に次に掲げる事項について、十分な説明を受け、理解しました。
 - 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額(「最悪シナリオを想定した想定損失額」のうち、【償還時の想定損失額】の項(「1年6ヶ月債」については⑩頁、「3年債」については⑱頁)を参照)
 - 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があること(「最悪シナリオを想定した想定損失額」のうち、【償還時の想定損失額】の項(「1年6ヶ月債」については⑩頁、「3年債」については⑱頁)を参照)
 - 本商品を中途売却する場合の想定損失額(試算額)の内容(「最悪シナリオを想定した想定損失額」のうち、【中途売却時の想定損失額】の項(「1年6ヶ月債」については⑩頁、「3年債」については⑱頁)を参照)
 - 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した想定損失額を上回る損失が生じる可能性があること(「最悪シナリオを想定した想定損失額」のうち、【中途売却時の想定損失額】の項(「1年6ヶ月債」については⑩頁、「3年債」については⑱頁)を参照)
- 本取引により想定される損失額(中途売却した場合の想定損失額(試算額)を含む。)を踏まえ、私が許容できる損失額及び私の資産の状況への影響に照らして、私が取引できる契約内容であることを確認しました。

社用欄

受入日	約定日	確認者印



取引店



口座番号



係

【法人のお客様用】

銘柄コード：P9424/P9426

オーストラリア・コモンウェルス銀行 2018年10月満期
 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)(任意繰上償還条項付)(1年6ヶ月債)
 オーストラリア・コモンウェルス銀行 2020年4月満期
 円／豪ドル・デュアル・カレンシー社債(円貨償還条件付)(3年債)
 に関する確認書(法人のお客様用)

野村証券株式会社

西暦 年 月 日

所在地	
名称・代表者	印

※社長・理事長・組合長等の肩書きもご記入ください。

当法人は、契約締結前交付書面の交付を受け、下記1～4を踏まえ、必要な内部手続きを経た上で、当法人の判断と責任において契約を締結することを、ここに確認します。

※ご理解又はご了解いただける場合は、□に✓をご記入ください。

1. 当法人は、「仕組債の取引に係るご注意」を受領し、当該書面の内容について説明を受け、理解しました。
2. 当法人は、本取引に関し、対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みについて、十分な説明を受け、理解しました。(「商品概要」及び「本社債のリスク要因」(「1年6ヶ月債」については④～⑨頁、「3年債」については⑫～⑰頁)を参照)
3. 当法人は、本商品について、特に次に掲げる事項について、十分な説明を受け、理解しました。
 - ① 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額(「最悪シナリオを想定した想定損失額」のうち、【償還時の想定損失額】の項(「1年6ヶ月債」については⑩頁、「3年債」については⑱頁)を参照)
 - ② 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があること(「最悪シナリオを想定した想定損失額」のうち、【償還時の想定損失額】の項(「1年6ヶ月債」については⑩頁、「3年債」については⑱頁)を参照)
 - ③ 本商品を中途売却する場合の想定損失額(試算額)の内容(「最悪シナリオを想定した想定損失額」のうち、【中途売却時の想定損失額】の項(「1年6ヶ月債」については⑩頁、「3年債」については⑱頁)を参照)
 - ④ 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した想定損失額を上回る損失が生じる可能性があること(「最悪シナリオを想定した想定損失額」のうち、【中途売却時の想定損失額】の項(「1年6ヶ月債」については⑩頁、「3年債」については⑱頁)を参照)
4. 本取引により想定される損失額(中途売却した場合の想定損失額(試算額)を含む。)を踏まえ、当法人が許容できる損失額及び当法人の経営又は財務状況への影響に照らして、当法人が取引できる契約内容であることを確認しました。

社用欄

受入日	約定日	確認者印